

感動する大学スポーツ総合支援事業 公 募 要 領

1 事業名

感動する大学スポーツ総合支援事業

2 事業の趣旨

「大学スポーツ」は、単に一部の学生アスリートにとってのみ重要なものではなく、多くの学生にとっても健康の維持増進や社会的スキルの獲得といったスポーツの価値・効用を得ることができる貴重なものである。また、大学は、豊富なスポーツ資源（施設、人材、知的資源等）を有し、大学スポーツを通じて地域社会の発展を支える存在として地域で重要な地位を占めている。こうした大学スポーツの潜在価値を引き出し、大学スポーツそのものの裾野の拡大と振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進することが重要である。

本事業では、「感動する大学スポーツ」の実現を目指すため、大学スポーツの振興に向けたムーブメント創出のための大会実施や認知度調査及び大学スポーツを活用した地域振興のモデルの創出に取り組み、その成果を広く提供することにより、大学スポーツに取り組む学生や大学を総合的に支援することを目的に実施する。

3 事業の内容

(1) 各事業の内容

上記2の趣旨を踏まえ、以下の①～③の各事業を行う。①～③の各受託者はスポーツ庁の指示に従い、それぞれア・イ又はア～カの業務を行う。企画・運営の具体化や本公募要領及び委託要項に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上、決定する。

①国内外大学アスリートとの対抗戦等の実施事業（予算規模：15,064千円程度）

大学スポーツの「みる」スポーツとしての潜在的価値を十分に生かすことは、我が国のスポーツ文化の向上と、大学スポーツ自体の発展の重要な鍵となっている。

令和5年度はコロナウイルス感染症の影響による大学運動部活動の減少に歯止めをかけるとともに、第3期スポーツ基本計画に記載されている「大学スポーツの価値向上・認知向上」の取組を重点的に推進するため、大学スポーツ振興の新たなムーブメントを創出するための大会の企画運営を行う。

なお、令和4年度感動する大学スポーツ総合支援事業の「大学スポーツ・ムーブメント創出に関する調査研究」の報告書内容を確認し、そちらを踏まえた上で対応すること。

（事業の具体的な内容）

ア. ムーブメント大会の実施

・海外の大学スポーツ選手を日本に招聘し、国内の大学スポーツ選手と競技や交流を行うなど、大学スポーツの価値向上・認知向上に資す

る大会について企画委員会を組織し、実施すること。

- ・具体的な大会の内容や実施種目等について、具体的に提案すること（複数種目可）

- ・関連する大学や、学生競技連盟等（以下「学連等」という。）と連携・協力した大会とすること。なお、企画提案時に、連携・協力する予定の大学や学連等との調整状況を企画提案書に記載すること。

- ・大会実施にあたり、観客のチケット等の収益やスポンサーフィーが発生する場合には、当該委託事業予算と分けて管理し、当該大会運営への資金とすること。

- ・令和4年度「感動する大学スポーツ総合支援事業」成果報告書の「大学スポーツ・ムーブメント創出に関する調査研究」を参考とすること。（令和5年3月中にスポーツ庁HPに公開予定）

イ. アンケート調査の実施

- ・アの実施大会の来場者に対して、当該大会に対する意見や、大学スポーツの認知度向上に関するアンケート調査を企画し実施すること。

- ・アンケート項目については、10問程度を想定している。なお、具体的な内容については、今後の大会運営や大学スポーツ・ムーブメントの創出に資する内容とし、企画提案時に提案すること。ただし、最終的なアンケート項目については、委託契約後、スポーツ庁と協議の上、決定すること。

- ・アンケート調査の方法は問わないが、一定程度の回収率が臨める調査方法を提案すること。

ウ. 大会実施報告書の作成

- ・アで実施した大会及びイのアンケートの結果についての報告書を作成すること。

②大学スポーツに関する認知度調査事業（予算規模：963千円程度）

大学スポーツの認知度、関心度についてインターネット・現地調査・分析を実施し、今後の大学スポーツ振興に役立てる。

（事業の具体的内容）

ア. Web アンケート調査の実施

- ・回答ページの作成

- ・スポーツ庁が提供する大学スポーツに関する認知度調査に関する質問項目（20～30問程度）・選択肢（案）をもとに、回答用のWebページを作成する。

- ・実査

- ・受託者はインターネットを活用して、受託者の登録モニターに対して回答用のWebページを送信し、指定した標本数（2000名程度）に達するまで実施する。

- ・集計

- ・受託者は収集した調査の回答内容を集計し、その結果を項目別に単純集計及びクロス集計・分析を行う。

イ. 調査研究報告書の作成

ア、イで実施した調査・分析の結果を踏まえて、報告書を作成すること。

③大学スポーツによる地域振興の推進事業（予算規模：69,633千円程度）

大学は、豊富なスポーツ資源（施設、人材、知的資源等）を有しており、地域の課題解決、地域社会の発展を支える存在として地域で重要な役割を担っていると考える。

こうした観点から、大学の有するスポーツ資源を有機的複合的に活用し、自治体等の地域の組織・団体とも十分に連携・協力し、各地域の現況に即した課題を解決する取組をモデル的に実施、検証分析し、その成果の全国への横展開を図る。

（事業の具体的な内容）

ア. モデル事業の公募

- ・大学スポーツによる地域振興を推進するため、本事業の趣旨・内容に合致した取組が可能な大学を募集するための公募要領、審査基準等（以下「公募資料」という。）を作成し、公募を実施すること。
- ・現時点で想定する本モデル事業の事業規模は、60,000千円（タイプA：採択件数3件程度、1件あたり10,000千円程度、タイプB：採択件数6件程度、1件あたり5,000千円程度）、件数や1件当たりの金額は、内容によっては変動することがあり得ることに留意すること。
- ・受託者は本モデル事業を実施することはできない。
- ・現在、スポーツ庁で想定しているモデル事業のテーマ案は以下のとおりであるが、令和4年度に実施したモデル事業も参考に企画提案者からも積極的に提案すること。この際、モデル事業のテーマは、単に大学施設の地域開放やスポーツイベントの実施にとどまらず、地域の課題解決に資するものとする。なお、詳細な募集要件等は、スポーツ庁と協議の上、決定することとする。

※テーマ

- ・中学校部活動の地域連携に関連した取組
- ・大学スポーツを活用した地域スポーツ支援体制の構築
- ・大学のスポーツに関する人材の派遣等を通じた地域スポーツの活性化
- ・地域のスポーツ指導者の研修等を通じた地域スポーツを担う人材の育成
- ・公開講座やスポーツ教室の実施を通じた地域のスポーツ・イン・ライフの推進

イ. モデル事業の審査・採択

- ・有識者5名以上からなる審査委員会を設置し、申請大学からの提案について、公募資料に基づき審査を実施、採択先を決定し、スポーツ庁の承認を得ること

ウ. モデル事業の実施支援、進捗管理

・イの採択結果に基づき、採択先大学と委託契約を締結し、事業の実施にあたっては、適切に助言、協力、提言、進捗管理等を含む総合的な側面支援を行うこと。（採択先大学はスポーツ庁からみると再委託先となる。）

・採択先大学等からの意見・照会等に対する一元的な窓口を設置し、ノウハウを蓄積すること。

エ. モデル事業の成果のとりまとめ

・実施したモデル事業の成果を、採択先大学に報告書として提出させること。

オ. シンポジウムの実施

・モデル事業のテーマを踏まえたシンポジウムを実施すること（実施形態は、会場とオンラインの併用を前提とする）。プログラムの内容等はスポーツ庁と協議のうえ決定するが、企画提案者は効果的な発信方法、シンポジウム後の大学の取組の活性化に関する提案を行うこと。

カ. 事業報告書の作成

・採択先大学の作成した報告書及びシンポジウムの成果等を、検証分析し、事業報告書としてとりまとめること。

(2) 各事業の実施にあたり共通する事項

① 事業スキームの構築及び進捗管理・中間報告等

契約締結後速やかに、業務ごとの実施計画及び実施体制等を含めた事業スキームを構築し、スポーツ庁の確認を得るとともに、事業内容の進捗管理等を行う。また、12月上旬までにそれまで各業務で使用した経費の証憑書類を添付し、スポーツ庁に対して事業内容の中間報告を実施すること。

② 特に留意する事項

ア. 各事業における実施内容、調査対象先や調査内容、モデル事業の審査項目・基準等についてはスポーツ庁と協議の上決めること。

イ. 全ての事業は、その成果・実証結果を、全国の大学へ普及・啓発する事を目的とするため、その観点を十分に認識した上で事業を遂行し、結果をまとめること。

ウ. 第3期スポーツ基本計画を精読し、その趣旨を理解した上で提案をするとともに、受託者となった場合には、事業を実施すること。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

エ. 報告書については公表することを前提に内容・体裁等を整えること。スポーツ庁の指示に応じ、適宜報告書の修正・調整を行なうこと。

4 委託先

各事業とも、法人格を有する団体とする。

なお、申請は1団体を単位とするが、複数団体による申請（共同申請）も可能とする。その際は1団体が代表団体となり申請すること。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70号の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 同一事業者が、複数の事業に応募することは可能である。

6 参加表明書の提出

提出不要

7 公募説明会

本企画競争に関わる説明会を、令和5年3月30日（木）11:00にオンラインにて行う。説明会への参加を希望する者は、令和5年3月29日（水）12:00までに、8で記載しているE-mail（様式任意）宛に申し込みを行うこと。なお、オンラインはzoomを予定しており、接続方法等は、スポーツ庁から申込者に別途連絡する。（説明会への出席有無は、競争の結果に関連しないものとする）

8 企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先
〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 地域振興係
TEL：03-6734-3929 E-mail：stiiki@mext.go.jp
- (2) 提出方法
 - ①用紙サイズはA4版とし、下記（3）で示す仕様で提出すること。
 - ②提出方法は、電子データを上記メールアドレスまで送信する。
※送信メールの題名は【提出者名】+事業名、添付ファイル名は【提出者名】+事業名によること。
※提出書類の電子データはPDF形式とし、25メガバイト以下のデータ容量とする。（25メガバイトを超える容量の場合は、メールを複数回に分割して、ファイルを送付すること）
※電子メール送信中の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
※受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
 - ③その他
 - ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
 - ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (3) 提出書類等
 - ①企画提案書（別添（公）1）
 - ②誓約書
 - ③審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
 - ④共同申請する場合は、共同申請の合意が確認できる書類（任意様式）
 - ⑤その他必要と思われる資料（様式自由）

(4) 提出期限

- 提出期限：① 国内外大学アスリートとの対抗戦等の実施事業
令和5年5月8日（月）18:00
- ② 大学スポーツに関する認知度調査事業
令和5年4月17日（月）18:00
- ③ 大学スポーツによる地域振興の推進事業
令和5年4月17日（月）18:00

(5) その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・提出期限を過ぎてからの企画提案書等の提出及び提出期限後の企画提案書等の差替えは認めない。

9 事業規模（予算）及び採択数

事業規模：

- (1) 国内外大学アスリートとの対抗戦等の実施事業：15,064千円程度
- (2) 大学スポーツに関する認知度調査事業：963千円程度
- (3) 大学スポーツによる地域振興の推進事業 69,633千円程度

採択数：3件（各事業1件） ※複数事業の応募も可

契約期間：契約締結日から令和6年3月15日（金）

10 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付技術審査委員会において、提出された企画提案書等にて、書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

11 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添（公）2）を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、国立大学法人又は独立行政法人には適用しない。

12 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者と選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分に注意すること。なお、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13 スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和5年3月20日(月)
- (2) 公募説明会 : 令和5年3月30日(木) 11:00
- (3) 公募締切 : ① 国内外大学アスリートとの対抗戦等の実施事業
令和5年5月8日(月) 18:00
② 大学スポーツに関する認知度調査事業
令和5年4月17日(月) 18:00
③ 大学スポーツによる地域振興の推進事業
令和5年4月17日(月) 18:00
- (4) 審査 : 令和5年4月から5月頃
- (5) 選定及び委託事業実施計画書の提出 : 令和5年4月初旬～中旬頃
- (6) 委託決定、契約の締結 : 令和5年4月下旬頃～6月頃
- (7) 契約期間 : 契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書及び委託事業実施計画書、ほか別に定める規定等を遵守すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (3) 本事業は、令和5年度予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては内容に変更が生じることがある点に留意すること。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備をしておくこと。なお、再委託先がある

場合は、再委託先にも周知しておくこと。

- ・ 委託事業実施計画書（委託事業経費内訳を含む。審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。）
- ・ 再委託に係る事業委託経費内訳
- ・ 委託事業経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書等）
- ・ 別紙（銀行口座情報）